

村民の皆様へ

木祖村長 唐澤一寛

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、村民の皆様のご生活への支障が続いていることに、改めてお見舞いを申し上げます。

この感染症に関しては、いくつかの都道府県に出されていた「緊急事態宣言」が6月20日（日）に沖縄県を除いて解除されました。

村民の皆様におかれては、これまで都道府県をまたぐ往来の自粛など、大きな我慢をお願いしてきたところですが、ここで大きく緩めてしまうと、これまでのように感染が再拡大する恐れがあります。

ワクチンも、本村では6月末から基礎疾患をお持ちの一般の方への接種が始まり、9月中には接種対象年齢で希望するすべての村民にワクチン接種を受けていただくことが可能な状況となっておりますが、変異株の拡大もあり、まだまだ予断を許さない状況が続くことが見込まれます。

村民の皆様には、ご自身とご家族の大切な命を守るため、「3密」の回避など「新しい生活様式」を定着させていただくとともに、以下に留意のうえ、引き続き慎重な行動をお願いします。

記

- (1) 村としては、できるだけ多くの方にワクチンを接種していただきたいと考えています。検討中の方は、是非ワクチンを接種してください。
- (2) 緊急事態宣言が継続する沖縄県への往来は基本的には行わないでください。
- (3) まん延防止等重点措置の実施区域が所在する都道府県（北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県：6月22日現在）への往来はできるだけ控えてください。
- (4) 上記以外の地域への訪問に当たっても、基本的な感染防止策を徹底するほか、自らが感染しないよう慎重な行動をお願いします。
- (5) 会食（自宅や職場等も含む。）の際は感染防止に十分注意してください。普段会わない方との会食は特に注意してください。
- (6) 人との距離の確保やマスクの着用、手洗等基本的な対策を引き続き徹底してください。（ワクチン接種が終了しても当面は上記の取組を継続してください。）
- (7) 村有施設の使用に当たっての利用人数の制限や飲食禁止等の取扱いは継続します。
（解除の目安として、生活圏にある都道府県のまん延防止等重点措置が解除されること及び長野県における警報レベルが2以下となることを想定しています。これに加え、村民のワクチン接種状況を考慮し判断します。）
- (8) 誤解や偏見に基づく差別や中傷はあってはなりません。互いを尊重して支え合い、皆が一丸となってコロナ禍を乗り越えていきましょう。